

第2回 武蔵野市バリアフリー基本構想 改定委員会

日時 平成22年8月20日 午後3時

場所 601会議室

次 第

- 1 バリアフリー基本構想に位置づける事項 (資料1)
- 2 改定基本構想の全体構成 (案) (資料2)
- 3 質疑及び応答
- 4 検討の進め方 (資料3)
- 5 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定
 - (1) 生活関連施設等選定の考え方 (資料4)
 - (2) 生活関連施設等一覧 (案) (資料5)
 - (3) 重点整備地区及び生活関連施設・経路図 (案) (資料6)
 - (4) 武蔵野市三鷹市重点整備地区図 (資料7)
- 6 委員意見交換
- 7 移動等円滑化に向けた課題
 - (1) 心のバリアフリーについて (資料8)
 - (2) 特定事業、その他の事項に関する課題 (案) (資料9)
 - (3) 課題 (案) の今後の取り扱い (特定事業作成までの流れ) (資料10)
- 8 委員意見交換
- 9 事務連絡等

資料一覧

事前送付資料

- 資料 1 バリアフリー基本構想に位置づける事項
- 資料 2 現行基本構想と改定基本構想の目次構成（案）
- 資料 3 検討の進め方
- 資料 4 生活関連施設等選定の考え方
- 資料 5 生活関連施設等一覧（案）
- 資料 6 重点整備地区及び生活関連施設・経路（案）
- 資料 7 武蔵野市・三鷹市重点整備地区図
- 資料 8 心のバリアフリーの考え方
- 資料 9 特定事業、その他の事項に関する課題（案）
- 資料 10 特定事業・その他の事項内容作成までの流れ

当日配布資料

- 参考資料 1 改定の方針
- 参考資料 2 武蔵野市バリアフリー基本構想 改定のスケジュール
- 参考資料 3 移動等円滑化に関する市民意見等
- 参考資料 4 第 1 回委員会議事要旨

バリアフリー基本構想に位置づける事項

1 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

重点整備地区の特性を踏まえた地区の移動等円滑化に向け、どのような方針で整備していくのか、いつまでに整備するのか等を記載する。

2 重点整備地区の位置・区域

重点整備地区の位置、範囲、境界設定の考え方、重点整備地区の面積等について記載する。

3 生活関連施設、生活関連経路とこれらの移動等円滑化に関する事項

高齢者や障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、商業施設等を生活関連施設として定め、生活関連施設相互間の経路を生活関連経路として定める。また生活関連経路及び生活関連施設について、事業実施の必要性や整備方針等を記載する。

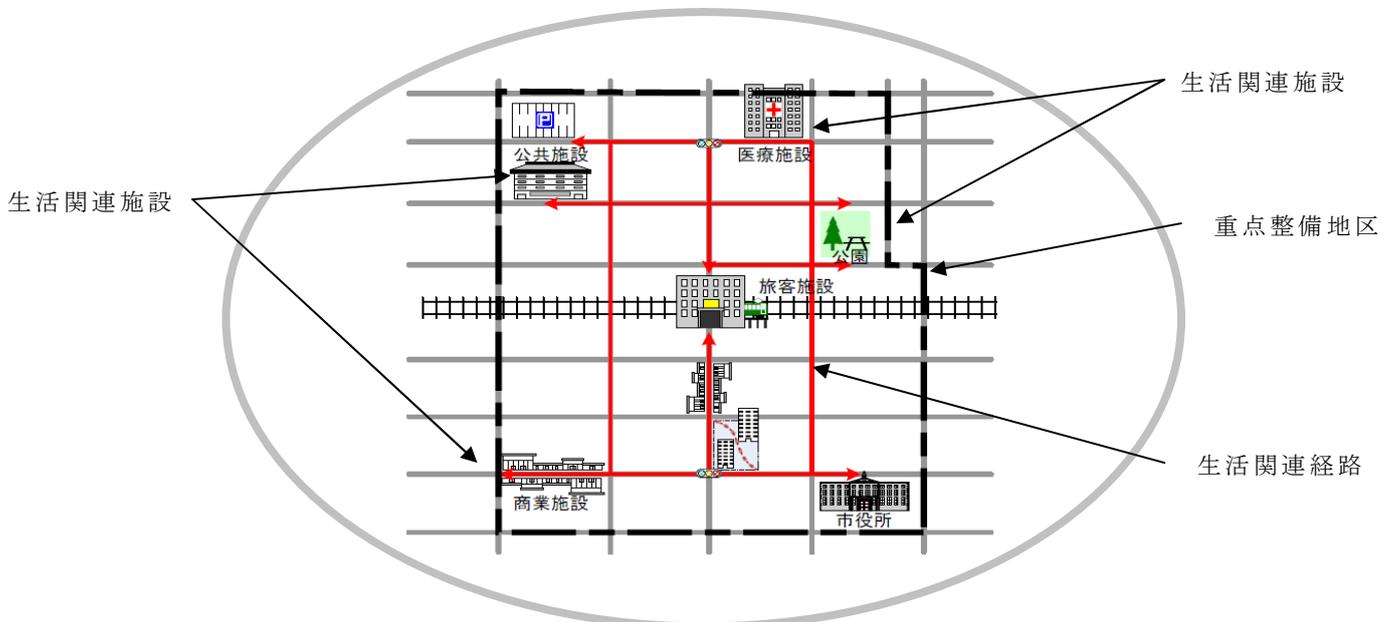
4 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全施設等について、移動等円滑化のために必要な事業を特定事業として定める。また特定事業には当たらないがバリアフリー化に資する施設整備について位置付ける。

5 その他必要な事項

歩行者の妨げとなる違法駐輪や違法駐車防止、心のバリアフリー等のソフト施策や、福祉交通サービス等の交通手段の充実、その他必要に応じて地域特性に応じた施策を位置付ける。

駅周辺における重点整備地区のイメージ



語句の説明

重点整備地区

生活関連施設があつまり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、バリアフリー化の事業を重点的・一体的に推進すべき地区

生活関連施設

高齢者、障害者等が生活において利用する旅客施設、官公庁施設、医療施設、福祉施設、文化施設、商業施設、公園等のこと。

生活関連経路

生活関連施設相互間の経路

特定事業

バリアフリー化のために事業者が取り組む事業であり、以下の6つがある。

- (1) 公共交通特定事業
旅客施設や車両について、鉄道事業者及びバス事業者等が行う事業
- (2) 道路特定事業
都道及び市道について、都及び市の道路管理者が行う事業
- (3) 路外駐車場特定事業
路外駐車場について、路外駐車場の管理者が行う事業
- (4) 都市公園特定事業
都市公園法に定める公園について、都及び市の公園管理者が行う事業
- (5) 建築物特定事業
建築物について、建築物の管理者が行う事業
- (6) 交通安全特定事業
信号機や道路標識について、公安委員会が行う事業

現行基本構想と改定基本構想の目次構成（案）

現行交通バリアフリー基本構想 目次構成	
1. 策定の目的	
2. 基本的な考え方	
2-1. 4つの原則	
2-2. 整備方針	
2-3. 個別整備方針	
1) 公共交通特定事業の整備	
2) 道路特定事業の整備	
3) 交通安全特定事業の整備	
4) その他の事業の整備	
2-4. 目標年次	平成22年
3. 各重点整備地区の整備内容	
3-1. 吉祥寺駅周辺地区	基本的な方針・公共交通・道路・交通安全特定事業・その他事業
3-2. 三鷹駅周辺地区	基本的な方針・公共交通・道路・交通安全特定事業・その他事業
3-3. 武蔵境駅周辺地区	基本的な方針・公共交通・道路・交通安全特定事業・その他事業
4. 実現にあたって	
特定事業計画の策定	
特定事業の実施	
進捗状況の把握及び評価	
武蔵野市第4期基本構想・長期計画への明記	
5. まちづくりへの展開	
重点整備地区内におけるさらなる事業の推進	
市内全域への拡大	
建物等の整備との連携	
新たな技術等への取り組み	
ユニバーサルデザインによるまちづくりへの展開	

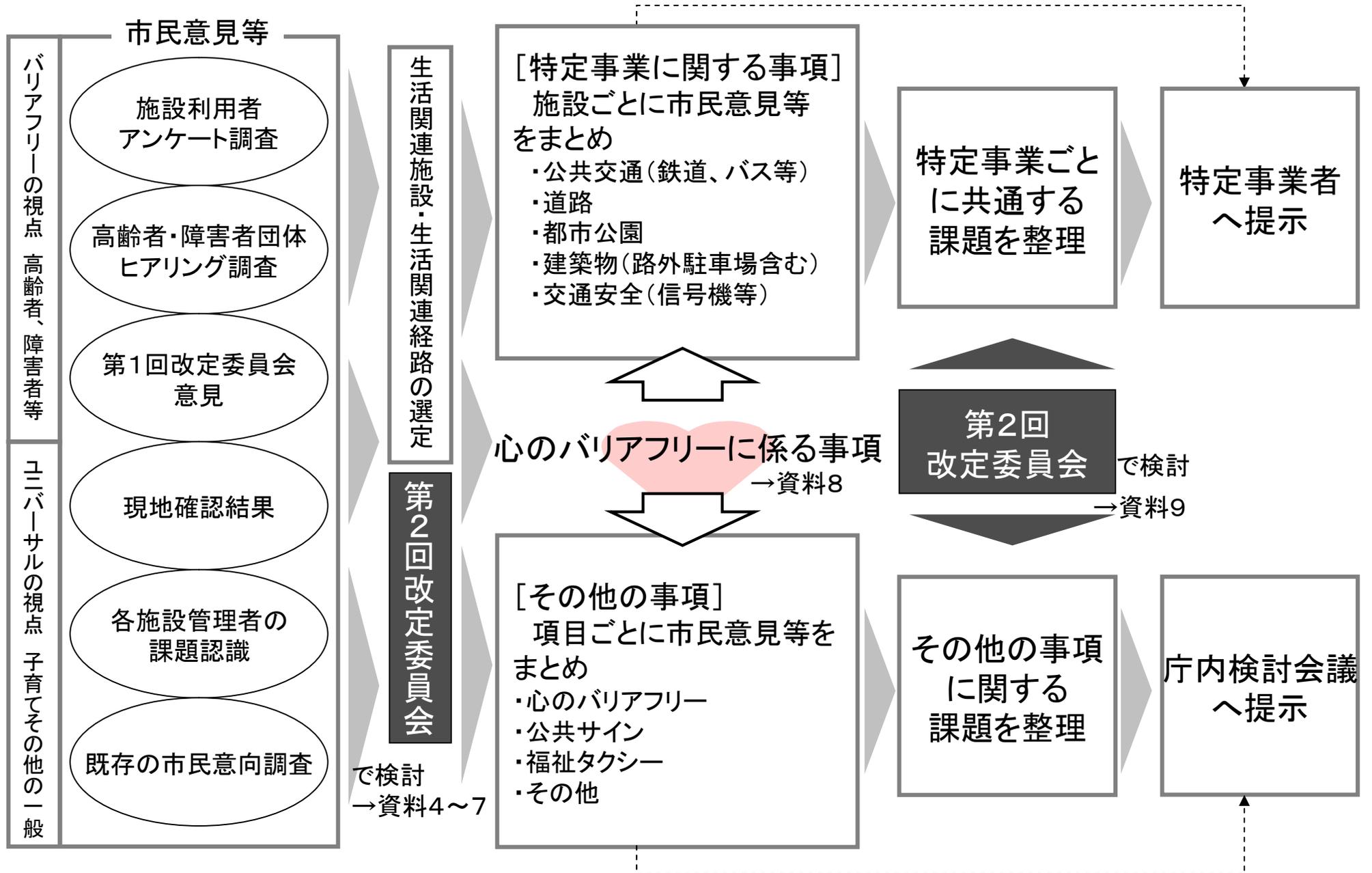
武蔵野市
バリアフリー
基本構想
改定の方針



改定バリアフリー基本構想 目次構成（案）	
1. 策定の目的	
2. 基本的な考え方	
2-1. 4つの原則	
2-2. 基本的な方針	
2-3. 個別方針（移動等円滑化に関する事項）	
1) 公共交通特定事業	
2) 道路特定事業	
3) 交通安全特定事業	
4) 都市公園特定事業（路外駐車場を含む）	
5) 建築物特定事業（路外駐車場を含む）	
6) その他の事業	
2-4. その他の事項	
1) 福祉交通	
2) 心のバリアフリー	
3) 公共サイン	
4) その他	
2-5. 目標年次	目標年次：平成32年度 前期：平成23～27年度 後期：平成28～32年度
3. 各重点整備地区の事業内容	
3-1. 吉祥寺駅周辺地区	基本的な方針・公共交通・道路・交通安全・都市公園・建築物特定事業・その他の事業
3-2. 三鷹駅周辺地区	基本的な方針・公共交通・道路・交通安全・都市公園・建築物特定事業・その他の事業
3-3. 武蔵境駅周辺地区	基本的な方針・公共交通・道路・交通安全・都市公園・建築物特定事業・その他の事業
4. 実現にあたって	
特定事業計画の策定	
特定事業の実施	
進捗状況の把握及び評価	
武蔵野市第5期基本構想・長期計画への明記	
5. 今後の展開	
重点整備地区内におけるさらなる事業の推進	
市内全域への拡大	
連携によるまちづくりの推進	
新たな技術等への取り組み	
（ユニバーサルデザインによるまちづくりは2-2で示す）	

赤字：バリアフリー新法制定に伴い拡充する内容
 青字：改定に伴い市独自で設定する内容
 黒字：これまでの進捗を踏まえて更新する内容

検討の進め方



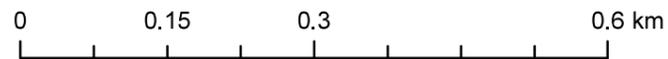
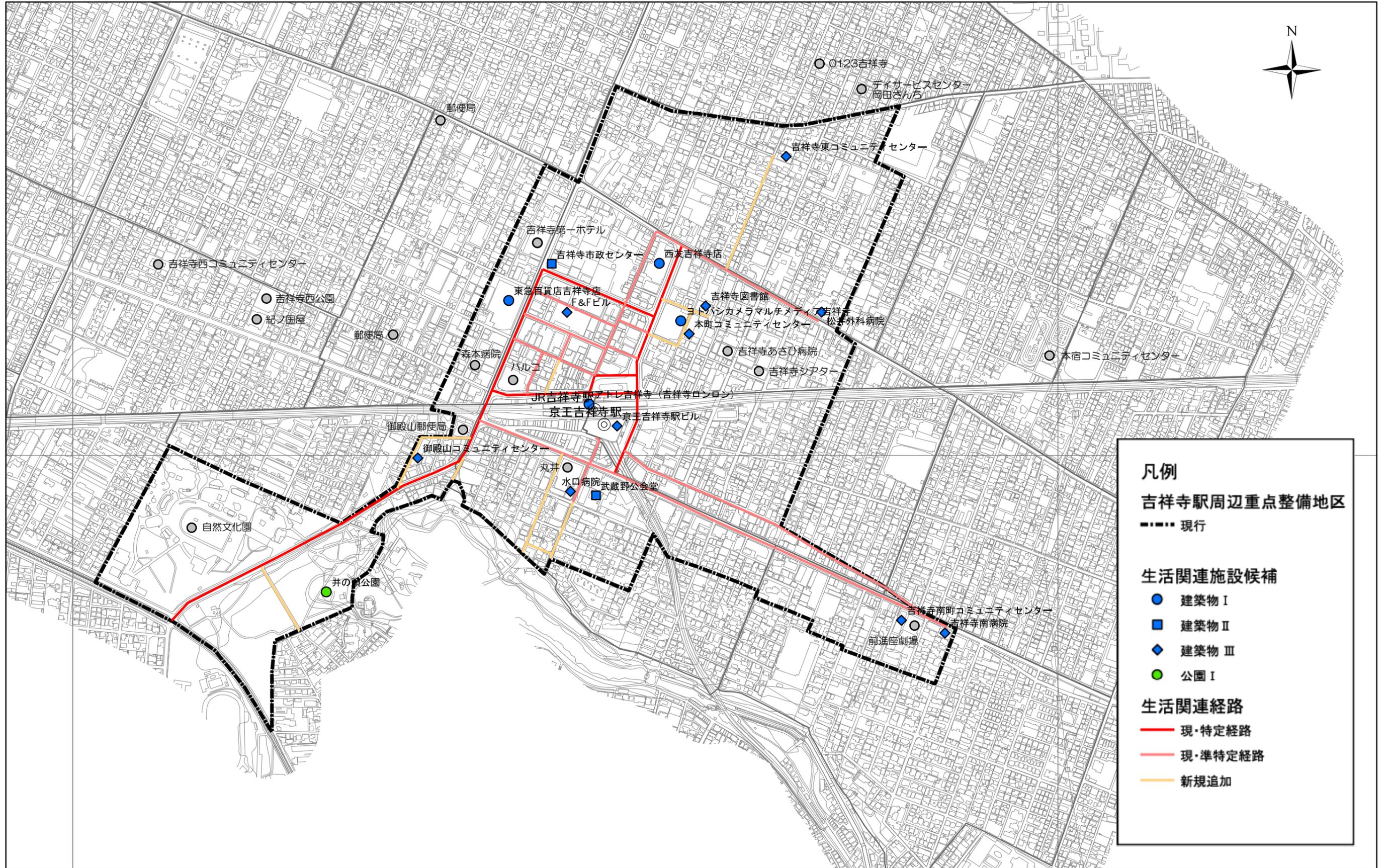
生活関連施設等選定の考え方

	改定方針の考え方	生活関連施設の選定の考え方
旅客施設 (鉄道駅)	現行基本構想を踏襲する。	・市内の3駅(吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅)を選定する。
建築物Ⅰ	利用者が多い。特定事業を位置づけることを基本とする。	・回答者全体の利用率が20%以上の施設
建築物Ⅱ	利用者が比較的多い。可能な限り特定事業を位置づける。	・回答者全体の利用率が10%以上の施設
建築物Ⅲ	Ⅰ、Ⅱ以外で特定の利用者層がいる施設や、現行基本構想で位置づけている施設。特定事業の位置づけを検討する。 (なお、多数の者の利用が想定されるコミュニティセンターについては、全ての重点整備地区において位置付ける。)	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者全体の利用率が10%未満の施設のうち、高齢者、障害者、妊産婦・子育てのいずれかの属性の利用率が10%以上の施設 ・現行基本構想で目的施設に位置づけている施設 ・アンケート調査前後に新築もしくは改装しており、開業後に一定の高齢者・障害者等の利用が見込まれる施設 ・重点整備地区内で同じ機能を持つ他の公共施設が、生活関連施設ⅠもしくはⅡに位置づけられている施設 ・コミュニティセンター
公園Ⅰ	利用者が多い都市公園。特定事業を位置づけることを前提とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、現行基本構想の目的施設と回答者全体の利用率が20%以上の施設 ・現行基本構想の重点整備地区から徒歩で移動することが想定される施設
公園Ⅱ (移動支援施設)	生活関連経路沿道公園については、移動等支援施設として、入口のバリアフリー化や、ベンチの設置、水飲み場の設置などを位置づけ。	・生活関連経路沿道の都市公園
路外駐車場	利用者が多い路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が多い路外駐車場は建築物や公園に付随しているため、建築物や公園の一施設として位置づける。 ・時間貸し駐車場は、一時的な土地利用と考えられるため生活関連施設に位置づけないが、バリアフリー化への協力を求める旨をその他の事業に明記する。

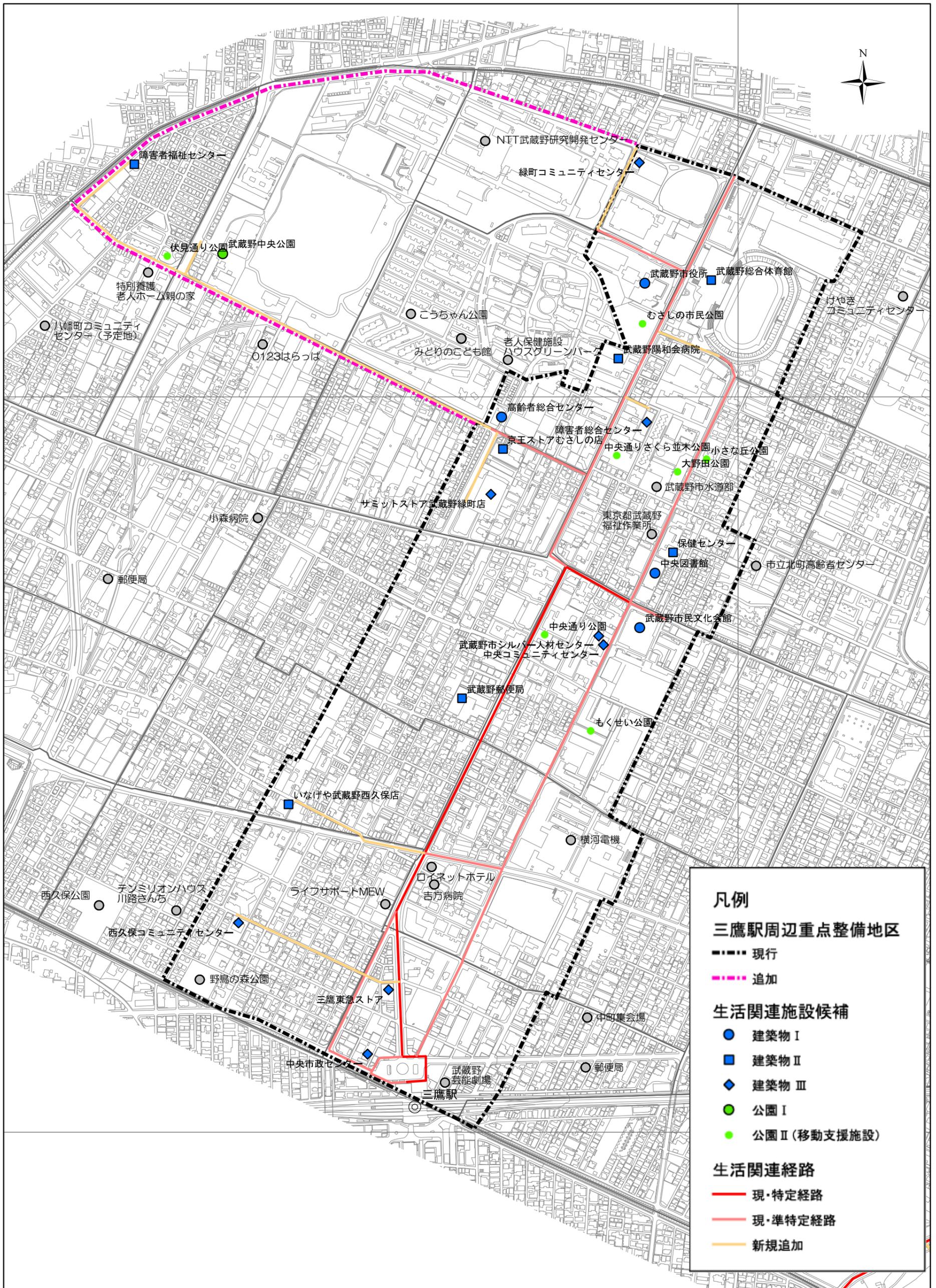
生活関連施設等一覧（案） ○旧目的施設 ※工事中（平成22年7月現在）

		吉祥寺駅周辺地区	三鷹駅周辺地区	武蔵境駅周辺地区
建築物Ⅰ	利用率 以上 20%	ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺 ○西友吉祥寺店 ○東急百貨店吉祥寺店 アトレ吉祥寺（吉祥寺ロンロン）※	○武蔵野市役所 ○高齢者総合センター ○中央図書館 ○武蔵野市民文化会館	○イトーヨーカ堂武蔵境店 ○武蔵野赤十字病院
建築物Ⅱ	利用率 20%未満 10%以上	吉祥寺市政センター ○武蔵野公会堂	○武蔵野総合体育館 ○武蔵野陽和会病院 京王ストアむさしの店 保健センター ○武蔵野郵便局 いなげや武蔵野西久保店 障害者福祉センター	○武蔵境市政センター 武蔵境病院 武蔵野スイングホール
建築物Ⅲ	10%以上の利用率 特定の属性	○松井外科病院 水口病院 吉祥寺図書館	障害者総合センター サミットストア武蔵野緑町店 武蔵野市シルバー人材センター	○市民会館 たいらや武蔵境店
	のその他の施設	○吉祥寺南病院 ○F&Fビル※ ○京王吉祥寺駅ビル※	中央市政センター ○三鷹東急ストア	武蔵野プレイス※
	コミュニティセンター	御殿山コミュニティセンター 本町コミュニティセンター 吉祥寺南町コミュニティセンター 吉祥寺東コミュニティセンター	○中央コミュニティセンター 西久保コミュニティセンター 緑町コミュニティセンター	○境南コミュニティセンター
公園	公園Ⅰ	○井の頭公園	武蔵野中央公園	
	（移動支援施設） 公園Ⅱ		もくせい公園 中央通り公園 大野田公園 小さな丘公園 中央通りさくら並木公園 むさしの市民公園 伏見通り公園	境南ふれあい広場（予定地） 境本公園

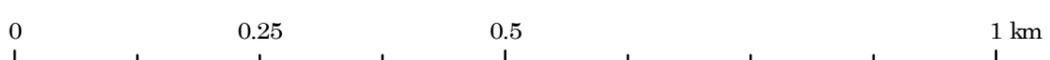
重点整備地区及び生活関連施設・経路（案）



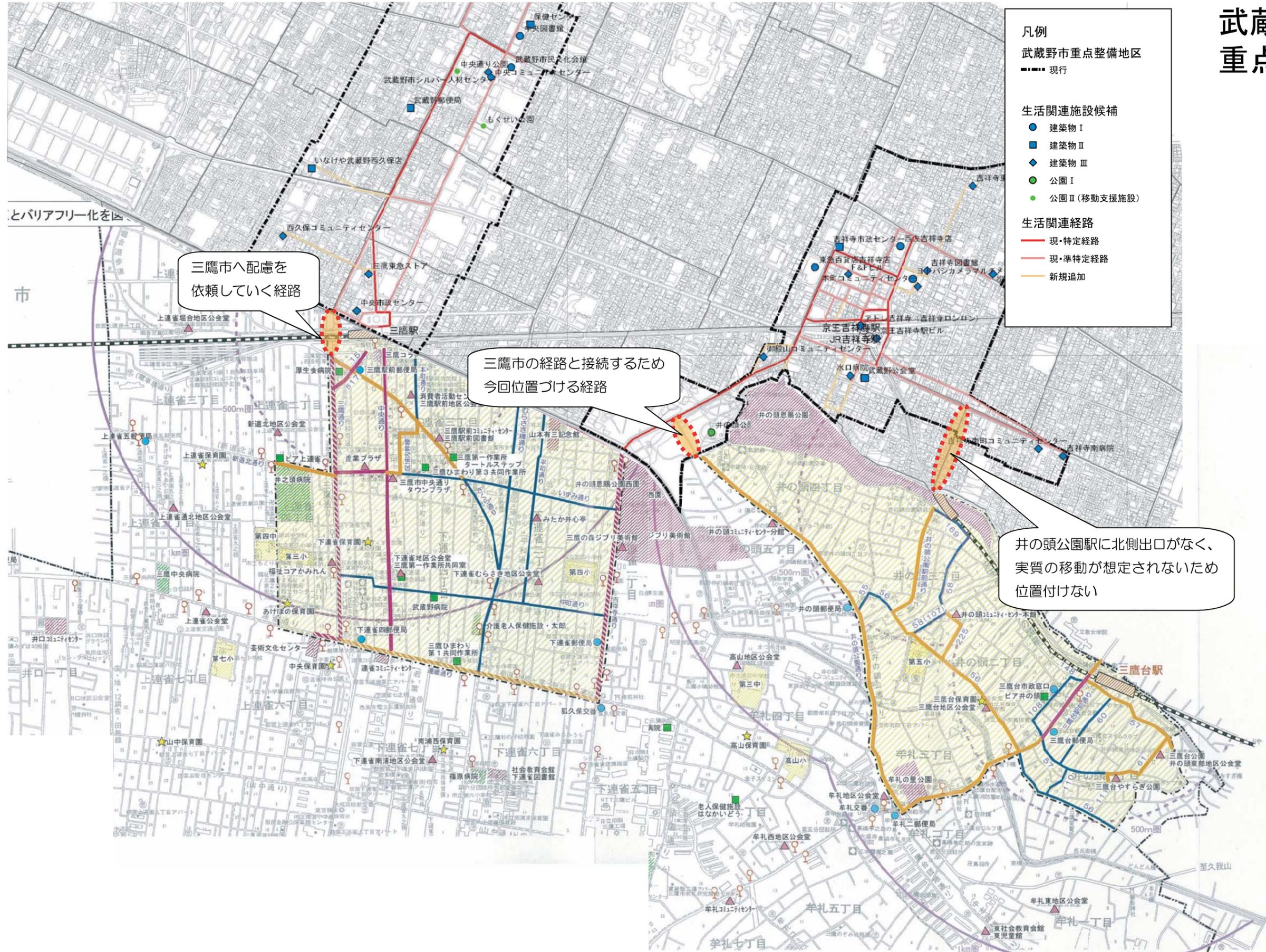
重点整備地区及び生活関連施設・経路（案）



- 凡例**
- 三鷹駅周辺重点整備地区**
- 現行
 - 追加
- 生活関連施設候補**
- 建築物Ⅰ
 - 建築物Ⅱ
 - ◆ 建築物Ⅲ
 - 公園Ⅰ
 - 公園Ⅱ(移動支援施設)
- 生活関連経路**
- 現・特定経路
 - 現・準特定経路
 - 新規追加



武蔵野市・三鷹市重点整備地区図



凡例

武蔵野市重点整備地区
 - - - - 現行

生活関連施設候補

- 建築物 I
- 建築物 II
- ◆ 建築物 III
- 公園 I
- 公園 II (移動支援施設)

生活関連経路

- 現・特定経路
- 現・準特定経路
- 新規追加

三鷹市へ配慮を
 依頼していく経路

三鷹市の経路と接続するため
 今回位置づける経路

井の頭公園駅に北側出口がなく、
 実質の移動が想定されないため
 位置付けない

凡例

- 特定経路
- 準特定経路
- ネットワーク経路
- - - - 重点整備地区

- 行政関連施設
- ▲ 文化関連施設
- 医療・福祉関連施設
- ★ 市立保育園・小学校・中学校
- ♀ バス停

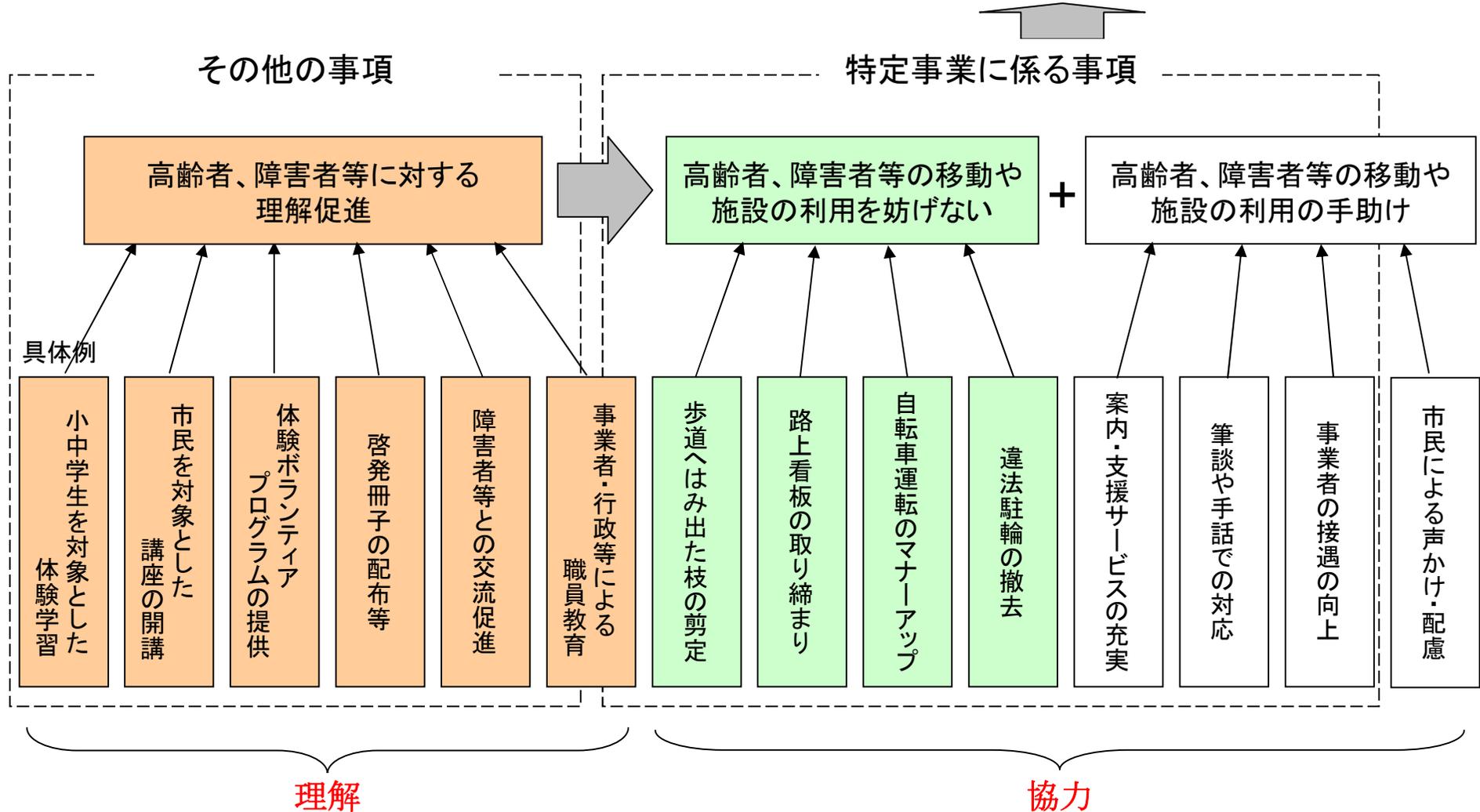
0 100 200 500m

心のバリアフリーについて

心のバリアフリーとは「国民の高齢者、障害者等に対する**理解と協力**」

移動等円滑化の促進に関する基本方針より

移動等円滑化の実現



特定事業、その他の事項に関する課題（案）

身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む、全ての障害者や高齢者、妊産婦、子育てなどが施設を利用するにあたって課題となる事項を事務局で以下のとおり整理しました。

1 旅客施設（鉄道）

- (1) 工事中などにおいても、連続した明快で簡潔な経路や案内・誘導を確保する必要があります。
- (2) コミュニケーションに支障がある方への、わかりやすい運行情報等の提供、また窓口での対応が必要です。
- (3) プラットホームにおいては、可動柵の設置等による危険防止が必要です。
- (4) 知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し、案内や対応ができる係員の充実が必要です。
- (5) 他の交通手段への円滑な乗り換えや、市街地への移動が図れるように、情報提供手段を充実させる必要があります。

旅客施設（鉄道）に配慮をお願いする事項		
移動	通路	工事中も含め、単純でわかりやすいバリアフリー化された経路を確保 エレベーターは車いすやベビーカーが優先的に使えるように配慮
	ホーム	ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討
案内		工事中も含め、わかりやすく連続的な経路案内の設置
		工事中の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の配慮
		運行情報の電光掲示など、情報提供の充実
		関係者間の連携による連続性をもった案内施設の設置
心のバリアフリー		コミュニケーションボードや筆談具の設置および設置を示すマークの掲示
		案内や対応をする係員の充実
		利用者への適切な対応について係員の教育の推進

2 バス

- (1) ノンステップバスなどの低床式車両や、わかりやすい運行情報設備等の更なる導入を進める必要があります。
- (2) バス停留所において、高齢者等が休めるベンチや上屋の設置、わかりやすい行き先表示の導入、適切な音声案内等を進める必要があります。
- (3) バス停留所で正着・ニーリングすることや、状況に応じたアナウンス（声掛け）を乗務員が心掛けることが必要です。
- (4) 知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し、案内や対応ができる係員の充実が必要です。
- (5) 駅前広場など交通結節点での案内を充実させる必要があります。

バス事業者に配慮をお願いする事項	
車 両	ノンステップバスの更なる導入
	車内へのわかりやすい行き先表示や運賃表の設置
バス停	バス停へのベンチ・上屋の設置
	バスが正着しやすく、ノンステップバスとの段差が生じない構造への改良
情報提供	バス停でのわかりやすい行き先表示の工夫
	バス停における運行情報の電光掲示などの情報提供の充実
	バスロケーションシステムの改良の検討（運行実態とのずれへの対応）
	関係者間の連携による連続性をもった案内施設の設置
心のバリアフリー	バス停への正着の徹底
	バス停でのニーリングの徹底
	利用者への適切な対応について係員の教育の推進

3 道路

- | |
|---|
| (1) 平坦で安全な歩行空間の確保とわかりやすい案内・誘導が必要です。 |
| (2) 工事中などにおいても、移動しやすい経路を確保し、また、わかりやすい案内・誘導を行う必要があります。 |
| (3) 沿道施設と歩道との連続性を確保する必要があります。 |
| (4) 歩道上へ置かれた商品や看板などの占有物に対する指導が必要です。 |

道路管理者に配慮をお願いする事項	
歩道整備	歩行者空間、自転車走行空間、車道の明確な分離
	歩道と沿道店舗との段差や勾配の解消
	沿道施設との連続性の確保を含めた視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロックの維持管理
案内・設備・安全	統一的な案内板、誘導表示の設置
	ベンチ等の休憩スペースの設置
	細街路との交差点などの安全性向上
	工事中のバリアフリーへの配慮
心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロックへの理解促進
	植栽や店舗の看板、商品台などによる歩道の占有に対する指導

4 安全施設（信号機等）

- (1) 高齢者、障害者等の横断を助けるバリアフリー対応信号機等の導入が必要です。
- (2) 高齢者、障害者等が安全に横断歩道をわたれるように、必要な青時間を確保することが必要です。
- (3) バリアフリー対応信号機の利用やバスの正着等を妨げない工夫や、歩行者の安全性を損なう自転車利用に対するマナー啓発が必要です。

交通安全施設管理者に配慮をお願いする事項	
信号機等	青時間延長や残り時間表示機能を付加した信号機の導入など、高齢者、障害者などの横断に配慮した横断歩道の整備
	バリアフリー対応信号機の周辺環境に即した対応の検討（音量の調整や視覚障害者利用時だけ音響案内が作動する等）
	必要に応じてエスコートゾーンを設置
心のバリアフリー	青時間延長や音響式等の押しボタンの存在・利用方法の周知や理解促進
	歩行者通行空間やバス停付近の違法駐車等の取締り
	市との連携による自転車利用者のマナー啓発

5 公園

- (1) 段差や急勾配がない移動しやすい園路の確保や、わかりやすい案内・誘導が必要です。
- (2) 多機能トイレはその機能を必要とする人が利用しやすい環境を整えることが必要です。
- (3) 高齢者、障害者等の休憩できる施設の設置が必要です。
- (4) 高齢者、障害者等に配慮することについて、他の利用者への意識啓発が必要です。

公園管理者に配慮をお願いする事項		
移動	出入口	公園内の各施設まで、平坦で車いすやベビーカーが通行しやすい幅とした園路の確保
	園路	主要な園路に段が生じる場合は、可能な限りゆるやかな勾配のスロープ、両側手すりの設置
利用	トイレ	多機能トイレの利便性の向上や子供連れの利用者への対応
	その他の設備	車いす対応の水のみ場の設置 ベンチの設置
案内		トイレ・駐車場等の公園施設やバリアフリー経路などについて、わかりやすい案内の掲示
路外駐車場		公園内の園路まで、車いすやベビーカーが通行できる幅や平坦化された経路の確保
心のバリアフリー		自転車利用者のマナー啓発 イベント時における園路の幅員確保

6 建築物

- (1) 段差がなく戸の開閉などに支障が少ない経路の確保が必要です。
- (2) 接続する道路との段差や視覚障害者誘導用ブロックの連続性などを確保する必要があります。
- (3) エレベーターや多機能トイレなど、その機能を必要とする人が優先的に利用できるように配慮する必要があります。
- (4) 高齢者、障害者等の利用に配慮した施設の配置やわかりやすい案内表示が必要です。
- (5) 高齢者、障害者等の心理や行動の特徴等を理解し、適切に対応ができる係員の充実が必要です。

建築物管理者に配慮をお願いする事項		
移動	出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮した、段差や勾配の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置
		十分な幅員及び自動ドアなどによるスムーズな通行の確保
	通路（廊下）	主要な通路に段が生じる場合は、両側手すりのスロープの設置
		主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）
	エレベーター	車いすや視覚障害者の利用への対応
		高齢者、障害者等やベビーカーが優先されるよう配慮
利用	トイレ	多機能トイレの設置や子供連れの利用者への対応
	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮
	設備	休憩スペースの確保
案内		バリアフリー経路およびエレベーター・トイレ・駐車場などについて、わかりやすい案内の掲示
路外駐車場		利用しやすい障害者用駐車施設の設置
心のバリアフリー		筆談具の設置や設置を示すマークの掲示
		利用者への適切な対応について係員の教育の推進
		気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるような配慮

7 その他の事項

- (1) 高齢者、障害者等への手助けや移動・利用を妨げない配慮を積極的に行うように、市民・事業者・行政職員などの意識を啓発する必要があります。
- (2) 高齢者、障害者等が、円滑に移動したり施設を利用するための情報提供やコミュニケーション支援ツールの導入推進、サービスの向上が必要です。
- (3) 福祉交通サービスの向上を図り、移動手段を充実させる必要があります。
- (4) 誰にでも見やすく、わかりやすいサイン環境を整備する必要があります。

その他の事項として配慮する事項		
心のバリアフリー	理解促進	サービス提供者の教育・意識啓発（接遇研修など）
		障害理解・交流の促進（教育、情報提供、イベントなど）
		市民のマナー向上・支援の促進（自転車利用等のマナーアップ講習会など）
	施設利用を ・妨げない ・手助け	高齢者、障害者等の移動・利用のためのコミュニケーション支援ツールの導入の検討（筆談具、コミュニケーションボードなど）
		サービス提供者による人的サポート（乗り換え、窓口、手話による案内など）
福祉交通		利便性向上の検討（レモンキャブ・つながり）
公共サイン		公共サインのわかりやすい標記や統一性のあるデザインの検討
		必要な情報内容の整理と効果的な配置の検討

特定事業、その他の事業内容作成までの流れ

